105　学位論文審査手数料に付私立大学等へ通知

〔昭和二十二年七月〕

（注記2）

発学二四九号	裁決	発送	起案者
定	7月9日	文書課長 ㊞（堀内）	月　日（注記1）

㊞（渡辺）

昭和二十二年六月五日起案

学務官 ㊞（春山）　㊞（酒生）

大学教育課長 ㊞（松井）

次長 ㊞（剱木）

学校教育局長 ㊞（日高）

次官 ㊞（有光）

会計課長 ㊞（近藤）　㊞（□□）

文書課長 ㊞（岡田）（注記3）　㊞（渡邊）　㊞（藤野）　㊞（小林）　㊞（□□）　㊞（荻原）

（下札）

案

22年7月12日

局長

帝国大学総長
官立大学々長
（学位規定を有する）
私立大学（総）長

〔宛〕（抹消）〔あて〕（加筆）

学位論文審査手数料について

学位論文審査手数料は昨年六月十二日附発会一三八号次官通〔牒〕（抹消）〔達〕（加筆）に〔依り〕（抹消）〔よって〕（加筆）三百円に増額になって〔居〕（抹消）〔い〕（加筆）るが現下の諸経済状勢から見て五百円迄の増額は差支〔え〕（加筆・朱書）ないから御了知〔願いた〕（抹消）〔下さ〕（加筆）い

〔追而〕（抹消）〔なお〕（加筆）増額を希望する場合は許可の手続を〔御〕（加筆・抹消）〔お〕（加筆・朱書）取〔つて〕（抹消）〔り〕（加筆）下さい

（注記1）
「往復掛　22・7・16　発送済」

（注記2）
「完決」

（注記3）
「記録掛　24・7・8　受領」

（注記4）
「回付月日　6月16日　会計／7月4日　文書／7月7日　次官」

（注記5）
「四」（簿冊内件名番号）

（下札）
「㊞（早澤）種別　そ〔六〕（抹消）〔七〕（加筆・朱書）／聯繋　／登録追加　／件名　帝大等へ通知　学位論文審査手数料について／番号　／結了年月日　昭二二七、九／保存年限　／枚数」

〔自大12年10月至昭23年2月　学位称号雑　載　第3冊〕　文部省㊾　3A, 32—7, 2503〕